

質問者氏名 青 木 英 太

目 安 時 間 4 5 分

1 目黒区における新型コロナウイルス感染症への対応について

(1) 自治体が新型コロナウイルス感染症に対する防止策や地域経済の支援などに活用することができる「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」について、目黒区ではどのような活用がされたか。また、国の第2次補正予算案では、この臨時交付金について拡充予定だが目黒区としてどのような活用を検討していくのか伺う。

(2) 速やかな情報発信が求められる状況において、目黒区の対応を伺う。

(3) 目黒区において緊急事態措置の実施期間中、特例措置として時差出勤や在宅勤務などの取組を行ったところである。

ア 実施した時差出勤、在宅勤務の取組状況と緊急事態宣言解除後の対応について伺う。

イ 今回の在宅勤務を通じて目黒区でもテレワークの導入について必要性が高まっていると考える。今後第2波、第3波の発生も懸念される中で、早期にテレワークの環境整備を図るべきだと考えるが、所見を伺う。

2 大学と連携した地域づくり

【書画カメラ使用】

自治体と大学との連携は、大学に集積する知識や情報を地域が抱える諸課題への解決に活用できるメリットがある。感染症の流行、自然災害の頻発、超高齢社会の到来など目黒区が直面する課題が多様化し、日々変化する中で、大学との連携をより強固にする必要があると考えるが、所見を伺

う。

質問者氏名 岸 大 介

目 安 時 間 3 0 分

コロナ禍及び通常時の行政文書の管理についての基本的な対応について

- (1) 価値のある行政文書はすべて保存し、将来、記録をいつでも検証できるよう、長期間保管しておくことが良いと考えるが、いかがか。
- (2) 重要な文書や行政資料などは、作成した部署だけでなく、区役所内のすべての部署で共有し活用すべきと考えるが、いかがか。
- (3) 区民にとっても、区の保存する歴史的な文書や行政資料などを入手できることは重要と考えるが、区としてはどのように認識しているのか。

質問者氏名 鈴 木 まさし

目 安 時 間 4 5 分

1 新しい生活様式における次期の基本構想の改定について

新しい生活様式は区政のあらゆる分野に密接に関わっている。また、新しい生活様式はA Iやビッグデータを活用したスーパーシティ等の21世紀半ばを展望したまちづくりが加速することも想定される。基本構想の改定は令和2年度末に延期となった。そこで、新しい生活様式における区政運営の在り方を盛り込み、次期の基本計画改定に繋げていくべきと考えるがいかがか。

2 新しい生活様式における次期の保健医療福祉計画、介護保険事業計画、障害者計画の改定方針について

新型コロナウイルス感染症は、高齢者が重症化しやすく、未知の感染症であり、第2波、第3波も想定されることから、改定する3計画には「新しい生活様式」における地域福祉の在り方を盛り込むべきであるが方針を伺う。

3 新しい生活様式における区内文化縁の復興について

目黒区内にも音楽活動や芸術活動の場がなくなった多くの区民がいる。今後、新しい生活様式の中で区内文化縁の復興に向けてどのように取り組

んでいくのか方針を伺う。

4 新しい生活様式における区内公立小・中学校の魅力づくりについて

新しい生活様式における新しい学校生活の構築こそが、目黒区の公立小・中学校の魅力づくりの好機ではないか。新しい生活様式における小・中学校の魅力づくりについて方針を伺う。

質問者氏名 川原 のぶあき

目安時間 40分

1 コロナ禍の区民に寄り添った施策の実施について

(1) 家賃助成制度の創設について

国の第2次補正予算案で、自治体が独自に地域の実情に応じて実施する家賃支援などの取組を応援するため、地方創生臨時交付金が増額された。こうした交付金をしっかり取り込みながらテナントの事業継続、雇用継続のため家賃減額に協力したテナントオーナーに対して家賃を助成する制度を創設できないか見解を伺う。

(2) 心に不安を抱える妊産婦支援の充実について

コロナ禍において、妊産婦は日常生活等が制約され、自身のみならず胎児・新生児の健康等について、強い不安を抱えて生活をしている。また、予定していた里帰り出産が困難となり、家族等による支援が得られず孤独の中で、産褥期を過ごすことに不安を抱える妊婦も多い。こうした心に不安を抱える妊産婦支援の充実について、以下、質問する。

ア 小児科医など専門家によるオンライン相談の実施について伺う。

イ 現在、集団健診となっている4か月児健診、1歳6か月児歯科健診、3歳児健診の個別健診実施について伺う。

2 学校再開に向けた取組について

(1) 校内の感染症対策について

ア 新たな東京都の補正予算案には、学校における感染症への追加対策が盛り込まれた。こうした予算を活用してサーモグラフィーやアクリル板等の感染症対策用品を購入し、設置することができないか見解を伺う。

イ 感染防止対策に関する外部人材の登用について

感染防止対策として教室内の消毒などの業務をアルバイトなどで生計を立てる学生や、コロナの影響で失業を余儀なくされた地域人材を登用して教員の負担を軽減することができないか見解を伺う。

(2) 生活困窮世帯等の児童・生徒への支援充実について

本区では、生活困窮世帯等の児童・生徒に学びの場を提供するため生活困窮者自立支援制度に基づき、学習・生活支援事業を実施している。学習・生活支援事業は、単なる学びの場ではなく、子どもたちの居場所であり、生活習慣の確立といった包括的支援の側面を担っている。しかし、長期休業により子どもたちは生活習慣の乱れや心身が不安定に陥りかねない。そこで学習・生活支援事業において食事を提供し、生活習慣の改善など、より充実した支援を実施すべきと考えるが見解を伺う。

(3) 学びの保障について

ア G I G Aスクール構想の着実な実現について

補正2号では、児童・生徒1人1台の情報端末を整備する予算が盛り込まれている。しかし、学校の人的体制は十分ではない。学校により学びの差が生じてはいけぬ。区立校全てにおいて等しく学びを保障するため、ICTに知見をもつ外部人材を配置して、G I G Aスクール構想を着実に実現することができないか見解を伺う。

イ 児童・生徒の学習進度にあわせた学びの場の提供について

受験生(中3、小6)を対象に少人数編成にし、教員を加配して、きめ細やかな授業の実施や、放課後等を活用した補習学習、習熟度別学習、家庭学習の支援等を行うため教員OB、学生などを学習指導員として活用し、学習進度にあわせた学びの場を提供できないか見解を伺う。

質問者氏名 梅 田 まさみ

目 安 時 間 3 5 分

1 金融リテラシー(お金の知識・判断力)の普及について

内閣府の「政府広報オンライン」によると、「金融リテラシー」とは、「金融や経済に関する基礎知識に基づいて、自ら学び、自ら考え、主体的

に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力」のことを言います。金融リテラシーの必要性については、官公庁、学校、企業等、さまざまな関係者が唱えています。例えば、金融庁では、「生活スキルとして最低限身に付けるべき金融リテラシー」として、4分野15項目を挙げ、金融リテラシーの重要性を指摘しています。私たちが経済的に自立し、しっかりした生活基盤を持って日々の生活を送るためには、自分のお金を上手に管理し、適切に使う必要があります。お金について十分な知識をもち、お金との付き合い方について適切に判断する力を持つことは、人生に欠かせない「生きる力」を身に付けることであり、誰にとっても必要な知識・能力となっています。

(1) 目黒区の小・中学校での金融教育の取組

金融広報中央委員会では、いまの子どもたちは将来に明るい希望が持ちづらくなっているとの指摘がある。金融にはその機能の一つとして「現在と将来をつなぐ」働きがあり、大事なことは、子どもたちが内発的な意欲をもって未来に夢を紡ぐことができるかどうかである。その意味で金融教育が重視する体験的な学習の意義は大きいとされていますが、文部科学省の学習指導要領では金融や消費者教育として、家庭科や公民の時間で消費生活に焦点を当てた指導となっており、人生設計全般にかかわるお金の知識としては海外の先進国からも大きく出遅れているのが現状であります。

ア 目黒区の小学校・中学校では現在どのように授業で金融教育を取り入れているか伺います。

イ 授業以外で専門家から講義を受けられる出前授業のようなもので金融教育を行っているか伺います。

ウ タブレットの普及に伴い、将来的に動画の配信、e-ラーニングなども活用して金融教育を推進していくのはいかがでしょうか。

(2) 一般区民へ向けた対策

令和元年度の「家計の金融行動に関する世論調査」〔二人世帯以上調査〕によると、「老後の生活への心配」への回答は、「非常に心配している」が40.3%、「多少心配である」が40.9%。この2つを合わせると8割超の世帯が老後に不安を抱えていることがわかります。また、老後の生活が心配である理由を見ると、以下のようにお金に関する

心配を挙げる人が多くなっています。年金や保険が十分でない、保有している金融資産が十分でない、現在の生活が苦しい、退職一時金が十分でないなどです。「不安を解消するために金融に関する知識・情報が、どのような主体から提供されるのがよいか」の回答では中立公正で専門家からのアドバイスを希望する人が全体の6割以上となっています。人生100年時代を目黒区で住み続けるためには、お金に対する不安を軽減することが必要です。そこで、常設の区民相談に家計や事業主のお金の相談を専門知識のあるファイナンシャル・プランナーなどと協力して相談枠を設置するのはいかがか伺います。

2 目黒区ポイ捨てなどないまちをみんなで作る条例に関する質問

私は昨年9月に「目黒区ポイ捨てなどないまちをみんなで作る条例」に関する質問をさせていただきました。9か月がたった今、そのことに関する検証が必要と考え、本日はその質問からお答え願いたく質問いたします。

(1) まちの環境美化に関する行動計画に関して

昨年議題にしましたが、本計画は「本計画の対象期間は、策定後、概ね向こう10年程度とする」と定められていますが、昨年の段階で更新、改定等の作業がされていません。コロナ禍が顕在化し、業務停滞が本年2月としても、質問から約6か月、策定更新から12年3か月が経過しています。目黒区役所行政の長としてこの行政の停滞に関してどのように考えているのか、そしてこの件はいつ更新する予定なのかを明確にお答えいただきたい。

(2) 吸い殻のポイ捨て問題に関して

2019年4月から2020年3月までの主要駅でのポイ捨て本数ですが中目黒駅では合計49,822本、月平均4,151本。自由が丘駅では合計38,496本、月平均3,208本。学芸大学駅では合計49,130本、月平均4,094本。都立大学駅では27,648本、月平均2,304本となっており、4駅合計では165,096本という結果になっています。

これは目黒区がシルバー人材センターに業務委託している吸い殻の清掃作業の数です。作業としては、喫煙禁止エリアの主要駅周辺に2人1組にて月10回の出勤。1回2時間の稼働（7～9時または17～19

時)。喫煙エリア以外での喫煙および歩きたばこを注意したうえで、ポイ捨ての回収作業をしているそうです。理論値ではありますが、月20時間の稼働であれば、主要駅合計で1時間に680本以上の吸い殻を拾っている計算になります。この数字は環境保全課および区長にも報告されていると思います。

喫煙エリア以外の禁煙地区とされているところでポイ捨ての数がこれだけあります。昨年の区長の答弁では、過去に罰金の適用はしたことがないとのことでした。現在まで区長ご自身で、条例に則り「指導・勧告・罰金」の措置を行っていますでしょうか。これだけの数値が報告されながら、その措置を行っていないのであれば、条例の立て付けに問題があるか、区長の条例に対する姿勢に問題があるかのどちらかであると考えられますがいかがでしょうか。

(3) 喫煙場所に関して

区が推進していた屋内喫煙所のモデルである「学芸大学駅西口喫煙所」は6月4日現在、コロナ禍の影響で使用不可とされています。言うまでもなく「3密」の場所です。いずれは開放すると思われませんが、区として3密の場所を提供することが正しいことでしょうか。国際的な「With Corona」の体制とは逆行するとお考えにはなりません。また学芸大学駅以外の屋外喫煙所ですが、東京都の受動喫煙防止条例では「屋外であっても受動喫煙をしないように配慮しなければならない」とされています。屋外喫煙所の前を小走りでベビーカーを押して通るお母さんをしばしば見受けます。受動喫煙の恐怖にさらされていることを感じているのでしょう。配慮がなされなければ、目黒区が東京都条例違反を犯すことになります。

多額の費用を掛けて喫煙所を用意してもポイ捨てがなくなっていない。関係者に聞くと「以前よりは減っています」という言葉を聞きますが、喫煙禁止地区でのポイ捨てベンチマークは「ゼロ本」であることを忘れてはいけません。それが達成されずに、区長は何度再選されても、条例に則った措置を発動しないのであれば、区民の期待としては条例を改正する以外に方法はないと考えます。

目黒区全域で指定喫煙場所以外は禁煙とし、新たな罰則を決めることが正常な考え方であると判断します。そもそも現在すべての喫煙所が使

用禁止になっていますが大きなトラブルが聞こえてきません。
お考えをお聞かせください。

以 上